

開発許可制度の改正の概要

公共公益施設の立地

従来の
考え方

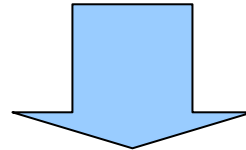
一定の集落等が形成されている場所に、
規模の小さなものが立地することを想定
開発許可は不要

生活圏の広域化、安い地価等を背景に、
周辺の土地利用に関係なく立地
大規模な施設立地が多数出現

改正の
内容

高齢者を含めた多くの人々にとって
便利な場所に立地するよう、まちづ
くりの観点から立地の適否を判断
開発許可制度を適用

社会福祉施設、医療施設及び学校の
公共公益施設に係る開発行為について
許可不要 許可制へ



今後は以下のような場合に、市街化調整区域において
許可を受けて立地することが可能となります。

なお、国土交通省より「開発許可制度運用指針」において、
下記基準にかかるガイドラインが示されています。

周辺居住者の利用に供する施設に係る開発行為（法第34条第1号）
地区計画等の区域内において当該地区計画に適合する開発行為
市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當な開発行為

今回、皆様のご意見を募集するのは、上記のうち
周辺居住者の利用に供する施設に係る開発行為
（法第34条第1号）に関する基準についてです。